

第2章 環境行政の総合的推進

1 総説

世界では、「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や地球温暖化対策の国際的な枠組みである「パリ協定」が採択され（いずれも2015年）、持続可能な社会に向けた取組みが進められてきたが、世界平均気温は上昇を続け、地球温暖化により引き起こされた気候変動の影響により、自然災害が激甚化するとともに、かつてない速度で地球上の種が絶滅している。また、マイクロプラスチックを含む海洋ごみによる海洋汚染、有害化学物質による汚染が地球規模で深刻化しており、水、大気、食物連鎖等を通じた健康影響や生態系への影響が懸念されている。

そうした状況の中、人類の活動は地球の環境収容力（プラネタリー・バウンダリー）を超えつつあり、国内外において、カーボンニュートラル（脱炭素）、サーキュラーエコノミー（循環経済）、ネイチャーポジティブ（自然再興）に係る取組みなど、持続可能な社会の実現に向けた動きが加速している。国においては、令和6年5月に第六次環境基本計画を策定し、あらゆる主体のパートナーシップにより、持続可能な「循環共生型社会」をめざした取組が進められている。

本市では、国内外のこうした動向を踏まえ、環境施策のマスタープランである「大阪市環境基本計画」を令和7年3月に改定し、「すべての主体の参加と協働」のもと、環境施策の3本柱として「脱炭素社会の構築」「循環型社会の形成」「快適な都市環境の確保」に取り組み、「地球環境への貢献」を果たしていくことによって、「SDGs達成に貢献する環境先進都市」の実現をめざすこととしている。

「脱炭素社会の構築」に向けては、2050年の温室効果ガス排出量を実質ゼロとする脱炭素社会「ゼロカーボン おおさか」をめざし、2030（令和12）年度までに大阪市の温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で30%削減することを目標とする「[大阪市地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕](#)」を令和3年3月に策定したが、脱炭素に向かう国内外の動向を踏まえ、同計画を令和4年10月に改定し、削減目標を50%削減に引き上げた。また、御堂筋エリアが「脱炭素先行地域」に選定されたことなどを踏まえ、令和6年5月に同計画の一部を見直した。さらに、大阪・関西万博で披露された新しい脱炭素技術の実証・実装など、目標達成に向けて新たな施策パッケージ「ネクストグリーンプロジェクト」などを推進するため、令和7年度中に同計画を改定する予定としている。また、大阪市役所は、多量の温室効果ガスを排出する事業者でもあることから、「[大阪市地球温暖化対策実行計画〔事務事業編〕](#)」を策定し、市民・事業者の率先垂範となるべく、自らの事務事業から排出される温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいる。同計画についても、国の動向や〔区域施策編〕の改定を踏まえ、令和4年10月に目標値を上方修正する改定計画を策定し、令和6年3月にも一部を見直した。これらの計画は、市長を本部長とする「大阪市地球温暖化対策推進本部」で進捗管理を行い、市域における地球温暖化対策を総合的かつ強力に推進している。

エネルギー政策においては、令和3年度から令和12年度までに大阪府・市が一体となって実施するエネルギー関連施策の取組の方向性を提示した「[おおさかスマートエネルギープラン](#)」を策定し、府市が一体となって「新たなエネルギー社会の構築」に向けた取組を進めている。令和5年11月には環境省が実施する脱炭素先行地域に御堂筋エリアが選定され、道路空間再編・レジリエンス向上・脱炭素化の取組を統合的に推進し、持続可能な都市モデルの構築をめざしている。

「循環型社会の形成」に向けては、ごみの適正処理の確保という観点だけでなく、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会システムから、3R（発生抑制・再使用・再生利用）の促進を図り、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された持続可能な「循環共生型社会」の形成に向けた取組が重要となっている。

また、海洋プラスチックごみによる海洋汚染が課題となっていることを踏まえ、G20大阪サミットで採

択された「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現等に貢献するため、令和3年3月に「[大阪ブルー・オーシャン・ビジョン実行計画](#)」を策定し、あらゆるステークホルダーとの連携のもと、プラスチックごみの資源循環を推進するとともに、「[大阪市環境基本計画](#)」の水分野の個別計画としてSDGsの達成をめざし取組を進めている。

令和6年度の本市のごみ処理量（焼却量）は88万トンであり、ピーク時であった平成3年度の217万トンから129万トン（59%の減）となっているものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度に大きく減少したごみ量が、社会経済活動の回復・活性化に伴い増加傾向にあることから、社会経済情勢の変化を踏まえ、令和7年度中に新たな「[一般廃棄物処理基本計画](#)」を策定する予定である。

本市では、大規模災害発生時の災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するため、「[大阪市災害廃棄物処理基本計画](#)」を平成29年3月に策定し、令和7年3月には、水害による被害想定を追加したほか、地震による災害廃棄物発生量や仮置場必要面積の見直しなどを行った。

D. Waste-Net（環境省が事務局を務める災害廃棄物処理支援ネットワーク）に参画する（公社）全国都市清掃会議の会員都市として、地震・水害等により被災した都市に対して災害廃棄物処理を支援しており、直近では、令和6年能登半島地震被災地の輪島市等の生活ごみ、避難所ごみの収集支援を行った。

産業廃棄物対策については、排出事業者に対して、多量排出事業者への産業廃棄物の減量に関する計画書の作成等の指導のほか、建設廃棄物の排出抑制、再生利用等による減量化や適正処理を確保するための指導要綱を作成し、建設業者等へ指導を行うなど、減量化及び適正処理を図っている。また、産業廃棄物処理業者に対しては、立入調査などにより適正処理の指導を行うほか、周辺地域の生活環境の維持及び保全の向上に資するよう指導している。

PCB廃棄物については、「[大阪市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画](#)」（以下、「大阪市PCB廃棄物処理計画」という。）を定め、市域内におけるPCB廃棄物を処理期限内に処分するよう、取り組んできたところである。高濃度PCB廃棄物のJESCO大阪PCB処理事業所及び北九州PCB処理事業所に登録した台数の処理は、令和6年度末までの事業終了準備期間を活用し、令和5年度末で完了したが、新たに発見されたものについては、令和7年3月に改正された「大阪市PCB廃棄物処理計画」に基づき令和7年度末までに処理を完了するよう指導していく。

「快適な都市環境の確保」に向けては、自然との共生・生物多様性保全を推進していくため、計画期間を2030年度とする「[大阪市生物多様性戦略](#)」を策定し、本市にかかわる様々な人々と連携して取組を進めている。

また、清潔で美しいまちづくりを推進するため、道路清掃や不法投棄ごみの処理に取り組むとともに、毎月1日を美化強化デーとして一斉清掃を呼びかけるほか、「清潔保持推進区域（ノーポイモデルゾーン）」を全区に設定するなど取組を進めている。

一方、路上喫煙対策については、令和7年1月27日から市内全域における路上喫煙を禁止し、市内全域での路上喫煙禁止にあたっては、公設喫煙所を整備するとともに、補助により民間事業者による喫煙所整備を促すなど喫煙所整備を進めてきた。

大気環境については、大気汚染物質の常時監視による汚染状況の把握に努めて、工場などの固定発生源対策や自動車排出ガス対策などの取組を進めている。

そのほか、悪臭対策、騒音・振動対策、化学物質対策や土壌汚染対策など法や「大阪府生活環境の保全等に関する条例」等に基づく規制、指導を行っている。

地球温暖化問題をはじめとする今日の環境問題の解決には、市民、事業者・経済団体、環境NPO/NGO、行政などが協働し、各々の役割を主体的かつ積極的に果たしていくことが重要であり、すべての主体が環境問題について関心を持ち、意識を高めるとともに、一人ひとりが日常生活・活動において環境問題の解決に向けた行動を実践することをめざして、環境教育・啓発に取り組んでいる。

市民・環境 NPO/NGO・事業者・学識経験者・行政で構成される「なにわエコ会議」への支援や活動の充実を図るとともに、市民の身近な場所での各種の環境学習講座やイベントの実施、市民ボランティア等の活動や活動発表の場を提供するなど、市民の環境学習や実践活動へのきめ細やかな支援に努めている。

また、大阪で唯一の国連機関である国連環境計画 国際環境技術センター（UNEP-IETC）や事業者との連携による国際協力を推進し、開発途上国等の環境問題などの解決にも取り組んでいる。

一方、火葬事業については、高齢社会を反映し、火葬施設利用が増加する傾向にあり、本市ではこうした状況を踏まえ、老朽化した火葬施設等の建替え整備を進め、受け入れ能力の向上に努めている。また、サービス水準の向上を図りつつ、運営コストを削減するため、平成 25 年 12 月から瓜破斎場を除く 4 斎場（北・小林・鶴見・佃斎場）に指定管理者制度を導入し、効率的な管理運営に努めている。

埋葬事業については、泉南メモリアルパーク及び瓜破霊園等の返還霊地等を整備のうえ使用者募集を行っている。さらに、都市化や少子高齢化といった社会状況の変化によって多様化する墓地需要に対応するため、平成 22 年 3 月に合葬式墓地を瓜破霊園内に開設し、市民の利用に供している。なお、泉南メモリアルパークをはじめとする、本市が直接管理する 10 霊園についても、指定管理者制度を導入し、効率的な運営に努めている。

。

2 大阪市環境基本条例（平成7年4月施行）

環境の保全及び創造について、基本理念や環境施策の基本となる事項を定めた「大阪市環境基本条例」を施行し、現在及び将来の市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な都市の環境を確保することをめざしている。

「大阪市環境基本条例」の概要

【目的—第1条】

環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに本市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な都市の環境を確保することを目的とする。

【基本理念—第3条】

- 良好な都市環境の確保と将来の世代への継承
- 環境への負荷の少ない都市の構築
- 持続的な発展が可能な都市の構築
- 地球環境保全の推進

【施策の策定等に係る基本方針—第7条】

- 公害の防止
- 電波、光等による環境の保全上の支障の防止
- 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保
- 本市の区域の自然的社会的条件に応じた緑地、水辺地等における多様な自然環境の体系的保全
- 地域の特性を生かした良好な景観の形成並びに歴史的文化的遺産の保存及び活用による快適な都市空間の創造
- 廃棄物の減量並びに資源及びエネルギーの消費の抑制及び循環的な利用が徹底される都市の構築をめざした情報の収集及び提供、技術の蓄積及び活用
- 地球環境保全に資する施策の推進

【環境基本計画の策定—第8条】

市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画「環境基本計画」を定めるものとする。

【年次報告—第9条】

市長は、環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策並びにその実施状況を明らかにした年次報告を作成し、これを市会に提出するとともに、市民に公表するものとする。

3 大阪市環境基本計画【改定計画】（令和7年3月策定）

本市では、「大阪市環境基本条例」第8条に基づく環境施策のマスタープランとして、「大阪市環境基本計画」を策定しており、持続可能な社会の実現に向けた国内外の動向や、少子高齢化による高齢単身世帯の増加、地域経済・コミュニティの弱体化など本市を取り巻く諸課題を踏まえ、令和7年3月に同計画を改定した。

ア 計画期間

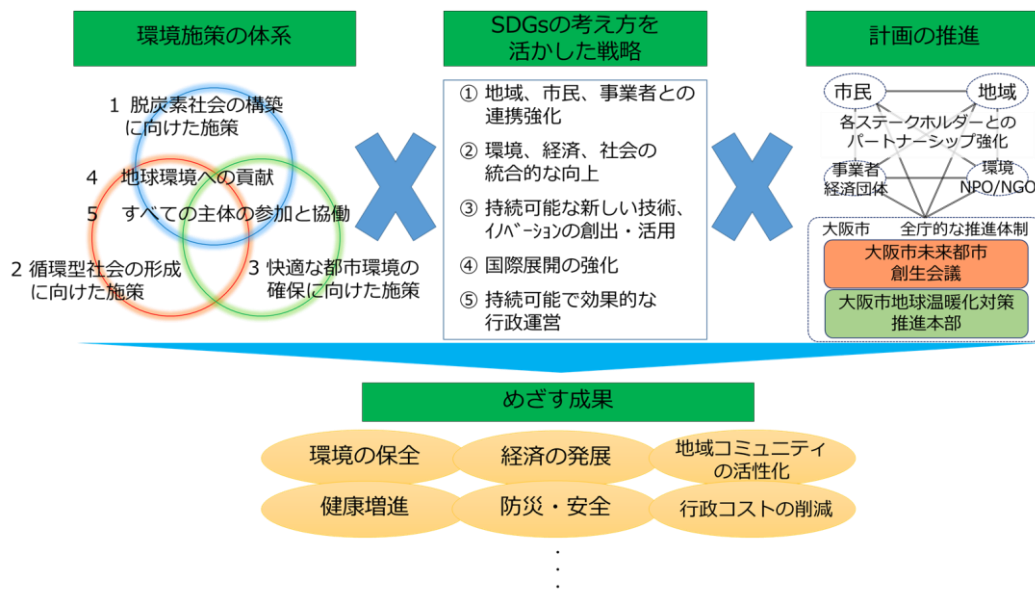
SDGs達成の目標である2030年度（令和12年度）まで

イ 計画のめざすもの

「すべての主体の参加と協働」のもと、環境施策の3本柱として「脱炭素社会の構築」「循環型社会の形成」「快適な都市環境の確保」に取り組み、「地球環境への貢献」を果たしていくことによって、「SDGs達成に貢献する環境先進都市」をめざす。

ウ 計画のコンセプト

持続可能な開発目標（SDGs）の考え方を活かした5つの戦略によって、環境施策を総合的かつ効果的に展開し、経済・社会分野を含むさまざまな課題を統合的に解決する。



エ 計画の推進体制と効果検証

市長を本部長とする「大阪市地球温暖化対策推進本部」の枠組みを活用し、全庁体制で計画を推進するとともに、各施策の取り組み状況を毎年度点検・公表を行う。

また、「大阪市未来都市創生総合戦略」と連携し、施策効果の検証に同戦略の仕組みも活用する。

4 大阪市環境審議会

環境の保全についての重要事項を調査審議するため、平成6年8月に学識経験者、市民及び事業者代表などの委員で構成する「大阪市環境審議会」を設置した。

同審議会では、これまで市長の諮問を受け、次のような答申を行っている。

◆「環境基本条例のあり方について」（平成7年1月）

環境行政の推進にあたり、総合的体系的な枠組みとなる環境基本条例の制定に係る基本方針（大阪市をとりまく環境の現況、環境政策の課題・基本理念・基本方針）について答申。

◆「追加悪臭10物質に係る規制地域及び規制基準について」（平成7年1月）

悪臭防止法に新たに追加される10種の特定悪臭物質の規制措置（規制地域：市内全域、規制基準：プロピオンアルデヒド等物質に係る基準の設定）について答申。

◆「環境影響評価に関する新たな制度のあり方について」（平成9年12月）

国の環境影響評価法の制定をうけて、大阪市における環境影響評価に関する新たな制度のあり方（基本的考え方、制度の目的・形式、早期段階からの環境影響評価、環境影響評価の内容の充実や情報の提供、他制度との調整、今後の課題など）について答申。

◆「今後の自動車排出ガス対策のあり方について」（平成13年8月）

大気環境が依然として厳しい状況のなか、新たな大阪市自動車公害防止計画策定のため、対策のあり方（大阪市における自動車排出ガス問題の背景、自動車排出ガス対策の経過と現状及び評価と総括、今後の自動車排出ガス対策の基本的なあり方、具体的な施策の方向性、自動車排出ガス対策の推進）について答申。

◆「悪臭防止法に基づく臭気指数規制の導入について」（平成17年12月）

市民からの苦情が多く、解決困難な事例も発生している悪臭問題に関し、従来からの規制方針（物質濃度規制）に代えて、人の嗅覚を利用して臭いの強さを総合的に評価する臭気指数規制の導入（規制地域：市内全域、規制基準：敷地境界線・気体排出口・排水水に関する基準の設定）について答申。

◆「今後の自動車交通環境対策について」（平成18年12月）

環境負荷の少ない都市づくりに向けた今後の自動車環境対策（大阪市の自動車交通環境対策の現況と課題、今後の自動車交通環境対策のあり方、自動車交通環境対策の推進）について答申。

◆「当面の地球温暖化対策の取組みについて」（平成21年1月）

大阪市における温室効果ガスの排出状況を踏まえ、特に家庭部門及びオフィス等の業務部門を対象として、市民・事業者との協働による地球温暖化対策を進めるために大阪市が当面実施すべき取組み（低炭素社会づくりに向けた「意識」を広げる取組み、市民・事業者が行動する「きっかけ」づくりと「支援」）について中間答申。

◆「大阪市における今後の地球温暖化対策のあり方について」（平成 22 年 3 月）

新しい環境基本計画のあり方（検討にあたっての基本的な考え方、新計画の体系・対象・計画期間、今後の環境政策の目標、今後の施策の方向性）や今後の地球温暖化対策実行計画（仮称）に盛り込むべき施策等（再エネの利用促進、市民・事業者の省エネの促進、地域環境整備（低炭素型都市構造など）の促進、循環型社会の構築、市役所の事務事業に伴い排出される温室効果ガス対策など）について答申。

◆「大阪市の温暖化対策に係る条例のあり方について」（平成 23 年 6 月）

大阪市の地球温暖化対策等について、大阪市の温室効果ガスの排出等の現状や大阪市の特徴などを踏まえた実行ある取組みを進めるため、大阪市の温暖化対策に係る条例のあり方（検討の背景、条例の基本的な枠組み、条例における基本的な考え方など）について答申。

◆「大阪市における生物多様性地域戦略のあり方について」（平成 24 年 1 月・平成 30 年 1 月）

自然共生社会に向けた取組みを推進するため、大都市である大阪市に相応しい生物多様性地域戦略のあり方（生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた、市民、環境 NPO/NGO、民間事業者、行政など、大阪市に関わる様々な人々の協働の取組み）について答申。

◆「大阪市地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕の改定について」（平成 29 年 1 月）

大阪市域からの温室効果ガスの一層の排出削減並びに気候変動の影響への軽減等を図るため、市民・事業者と連携して実施すべき当面の取組（再エネの利用の促進、省エネ・省 CO₂ の促進など）と、中長期を見据えた対策のあり方（建築物における対策の推進、地下水を活用した地中熱の導入促進、エネルギー面的利用の促進、二国間クレジット制度(JCM)等を活用したアジア諸都市等での低炭素都市形成支援など）について答申。

◆「大阪市環境基本計画の改定について」（令和元年 10 月）

SDGs 達成に貢献する環境先進都市の実現に向け、「すべての主体の参加と協働」のもと、環境施策の 3 本柱として「低炭素社会の構築」「循環型社会の形成」「快適な都市環境の確保」に取り組み、「地球環境への貢献」を果たしていくことによって、環境施策を総合的かつ効果的に展開し、経済・社会分野を含むさまざまな課題を統合的に解決する、新たな大阪市環境基本計画について答申。

◆「『大阪ブルー・オーシャン・ビジョン』実行計画の策定について」（令和 2 年 12 月）

「海洋プラスチックごみの新たな汚染ゼロの実現に寄与」とともに、「大阪市環境基本計画の水分野の個別計画として SDGs の達成に貢献」することをめざして、「プラスチック製品の使用抑制と環境への流出の削減」、「プラスチックの資源循環に向けた地域活性化のシステム推進」、「海洋プラスチックごみ発生抑制のための国際協力」、「良好な水環境の創造」、「あらゆるステークホルダーとの連携」の 5 つを柱に掲げ、目標達成のための施策を展開する計画について答申。

◆「『大阪市地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕』の改定について」（令和4年6月）

「大阪市地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕」について、国の新たな温室効果ガス削減目標や、世界各国で加速するカーボンニュートラルの実現に向けた取組を踏まえ、改定計画における本市の新たな温室効果ガスの削減目標や市域における脱炭素化の取組のあり方等について答申。

◆「大阪市環境基本計画の中間見直しについて」（令和6年12月）

引き続き「SDGs達成に貢献する環境先進都市」をめざし、SDGs達成の目標年である2030年に向けて、さらにはポストSDGsも見据えて環境の取組みを推進していくための、大阪市環境基本計画（改定計画）について答申。

◆「『大阪市地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕』（令和8年2月）

国の暑熱対策強化や新たな温室効果ガス削減目標を踏まえるとともに、大阪・関西万博で披露された新しい脱炭素技術の実証・実装を見据え、2030年削減目標達成に向けた新たな施策パッケージ「ネクストグリーンプロジェクト」の推進等、暑熱対策とも整合させた改定計画について答申。